

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 藤里町 (都道府県: 秋田県)

本事業の担当部署名 総務課企画財政係

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	藤里町新婚生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日
事業開始年度	令和 3	年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 藤里町では少子化対策を、「第2期まち・ひと・しごと創生 藤里町総合戦略」における基本方針「家族になろう」を応援する」に体系づけ、人口減少や少子化、またこれらに関連する対策等について取り組んでいるところである。 実情として、令和4年の町内婚姻数が6件、婚姻率が2.00と、過去と比べると低下経過傾向にある(平成28年婚姻数9件、婚姻率2.68)。また令和4年の合計特殊出生率は0.73%(平成28年1.91%)、と大きく減少している。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞ ※全事業共通 過年度に引き続き、子育てのトータル支援の実現を目指し、保育士の労働環境の改善、子育てに係る経済的な負担を少しでも軽くするべく、出生から高校卒業まで切れ目なく安心して子育てできる環境の充実に取り組む。 また、結婚支援イベントの開催及びイベント補助金の交付等を実施することで、出会いの場の創出や、結婚新生活支援事業を実施し経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。 ＜本個別事業の位置付け＞ 藤里町総合戦略においては、不安なく子育てができる環境を整え、子どもを産み育てたくなるまちづくりを進めるべく、 ①子育てのトータル支援の実現 ②子育てに係る経済的負担の軽減 ③「家族になろう」を応援する を基本方針としてプロジェクトに取り組んでいる。本事業には、③に位置付けられる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> ・町税を滞納していないこと。 ・夫婦いずれもが藤里町暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 ・住宅賃借費用における賃料及び共益費は、3か月分を上限とする。ただし、日割りで支払った月については、実際に支払った金額を1か月分とする。 			

2. 申請見込

①新規世帯見込	2	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

過去の支給実績に基づき算定

- ・令和3年度：29歳以下、1件
その他、1件
- ・令和4年度：29歳以下、2件
その他、0件

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	1	世帯	×	600,000	円	=	600,000	円
(その他)	1	世帯	×	300,000	円	=	300,000	円
				(継続補助)			0	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

- ・町広報への掲載、町公式HPや移住促進サイトへの掲載
- ・公共施設等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置(本庁舎、町民交流施設、町商業施設等5か所、100部設置予定)

KPI項目	単位	目標値	現状値
年間婚姻数	件	10 (令和6年)	6 (令和4年)
項目	単位	直近の実績	
合計特殊出生率		0.73 (令和4年)	
婚姻件数	件	6 (令和4年)	
婚姻率		2.0 (令和4年)	
KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容 番号	項目		
	(アウトプット)		
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	100	0 (令和5年12月時点)
	(アウトカム)		
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	75	0 (令和5年12月時点)
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	75	0 (令和5年12月時点)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	秋田県ホームページでの広報を行う。		
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	役場及び公共施設、町内商業施設等にパンフレットの設置・本事業の周知を依頼し、町民に幅広く情報提供を行う。		

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。